



Your Exchange of Choice

第14回 定時株主総会 招集ご通知

■日時

2015年6月16日（火曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

■場所

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

ロイヤルパークホテル3階

ロイヤルホール

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

■議案

取締役13名選任の件

株式会社 日本取引所グループ

証券コード：8697

株主の皆様へ

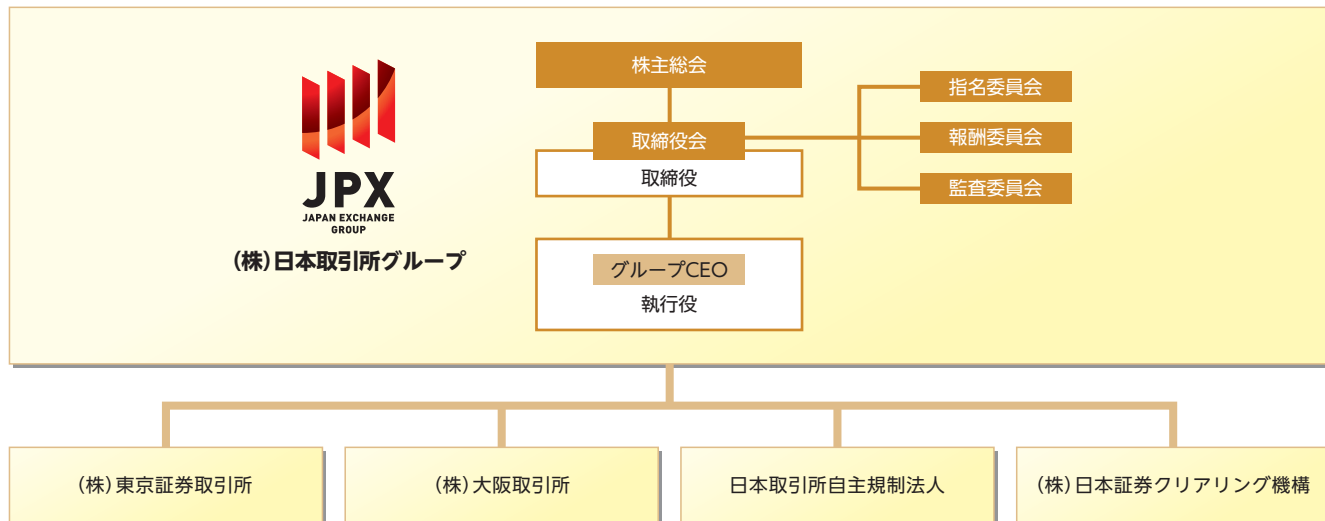


平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ここに、第14回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。
株主総会の議案及び2014年度の事業の概要につきご説明申し上げますので、ご覧くださいますようお願い申し上げます。

2015年5月

取締役 兼 代表執行役グループCEO

菅 藤 淳



■ 企業理念

私達は、公共性及び信頼性の確保、利便性、効率性及び透明性の高い市場基盤の構築並びに創造的かつ魅力的なサービスの提供により、市場の持続的な発展を図り、豊かな社会の実現に貢献します。私達は、これらを通じて、投資者を始めとする市場利用者の支持及び信頼の増大が図られ、その結果として、利益がもたらされるものと考えます。

■ 将来ビジョン

Your Exchange of Choice

創造性豊かで、公共性・信頼性のある質の高いサービスを提供するアジア地域で最も選ばれる取引所

信条

(4つの“C”)



目次

第14回定時株主総会招集ご通知	3
-----------------	---

議決権行使のご案内	5
-----------	---

株主総会参考書類	7
----------	---

議案 取締役13名選任の件	7
---------------	---

提 供 書 面

事業報告	16
------	----

企業集団の現況に関する事項	16
株式に関する事項	32
新株予約権等に関する事項	32
会社役員に関する事項	33
会計監査人に関する事項	36
業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項	37
剰余金の配当等の決定に関する方針	42
会社の支配に関する基本方針	42

計算書類	43
------	----

連結計算書類	43
計算書類	52

監査報告書	58
-------	----

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町2番1号

株式会社 日本取引所グループ

取締役兼代表執行役グループCEO 齊藤 惇

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否を表示してご返送になるか、議決権行使書用紙に記載の当社議決権行使サイトにアクセスし、電磁的方法により行使することができますので、いずれかの方法により、**2015年6月15日（月曜日）午後4時45分まで**に到着するよう、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

■議決権行使に関するお願い

1. 書面（郵送）により議決権を行使いただく場合

5頁に記載の「議決権行使書による議決権行使」をご覧のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するよう、ご送付ください。

2. 電磁的方法（インターネット等）にて議決権を行使いただく場合

5頁及び6頁に記載の「インターネット等による議決権行使」をご覧のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

記

1. 日 時	2015年6月16日（火曜日）午前10時
--------	----------------------

2. 場 所	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
--------	---

3. 目的事項	
報告事項	1 第14期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2 第14期（2014年4月1日から2015年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項	取締役13名選任の件

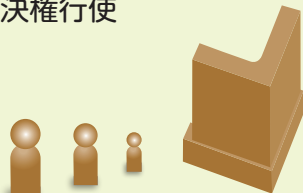
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権行使書用紙をご持参いただいても、株主様ではない代理人あるいは同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご理解賜りたく存じます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.jpx.co.jp/corporate/investor-relations/>）に掲載させていただきます。
- 議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。また、インターネットにより複数回、またはパソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

以上

議決権行使のご案内

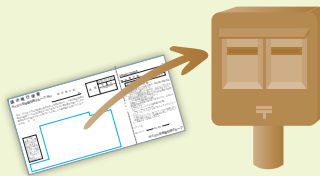
株主総会参考書類（7頁～15頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会への出席による 議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、本株主総会招集ご通知をご持参ください。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2015年6月15日（月曜日）午後4時45分までに到着**するようご返送ください。
詳しくは、下記をご覧ください。

インターネット等による 議決権行使



当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、**2015年6月15日（月曜日）午後4時45分まで**にご行使ください。
詳しくは、次頁をご覧ください。

議決権行使書による議決権行使

議決権行使書 株式会社日本取引所グループ 御中 議決権の数 _____ 票 氏名 _____ 様 私は、2015年6月18日開催の株式会社日本取引所グループ第148定時株主総会の議案につき、右記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使いたします。 親権会または親会となった場合にも上記により議決権を行使いたします。 2015年 月 日		原案に対する賛否 議案 賛 否 去の候補者をめぐり
(ご注意) 議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。 株主総会 日本取引所グループ		議決権の数に1単位ごとに1票となります。 1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、株主総会開催日の午後4時45分前(当社営業終了時刻)までに議決権を行使してください。 ② 郵送による議決権の行使 議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、お早めにご返送ください。 ③ 【インターネットによる議決権の行使】 ・ http://www.evot.jp/ ・ インターネットにより上記URLにアクセスしていただきます。 ・ 上記のログインID・仮パスワードをご利用になり、画面の案内に従って、議決権を行使していただきます。
ログインID _____ 仮パスワード _____ 株主番号 _____ 株式会社日本取引所グループ		ここに、議案の賛否をご記入ください。 【議案】 ● 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印 ● 全員否認する場合 ➡ 「否」の欄に○印 ● 一部の候補者を否認する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

【議決権の行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛成」の意思表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネット等による議決権行使に必要な、ログインIDと仮パスワードが記載されています。

インターネット等による議決権行使

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネット等による議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）*から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

*「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネット等による議決権行使は、2015年6月15日（月曜日）の午後4時45分まで受け付けいたしますが、お早目に行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ 信託銀行㈱
証券代行部（ヘルプデスク）

2 インターネット等による議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

電話 **0120-173-027**
（受付時間 ▶ 9:00～21:00 / 通話料無料）

機関投資家の皆様は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

議案

取締役13名選任の件

取締役全員（14名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位
取締役		
1	つ だ ひ ろ き 津 田 廣 喜	— 新任 独立役員 社外取締役候補者
2	き よ た あきら 清 田 瞭	取締役 再任
3	み や は ら こういちろう 宮 原 幸 一 郎	専務執行役 新任
4	や ま じ ひ ろ み 山 道 裕 己	取締役 再任
5	クリスティーナ・アメージャン	取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者
6	お く だ つとむ 奥 田 務	取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者
7	く ぼ り ひ で あ き 久 保 利 英 明	取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者
8	さ と う し げ た か 佐 藤 茂 雄	— 新任 独立役員 社外取締役候補者
9	と も な が み ち こ 友 永 道 子	取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者
10	ひ ろ せ ま さ ゆ き 広 瀬 雅 行	取締役 再任
11	ほ ん だ か つ ひ こ 本 田 勝 彦	取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者
12	よ ね だ つよし 米 田 壯	— 新任 独立役員 社外取締役候補者
13	チャールズ・デイトマース・レイク二世	取締役 再任 独立役員 社外取締役候補者

候補者番号 1	津田 廣喜 つだ ひろき	新任 独立役員 社外取締役候補者	生年月日 1948年8月11日生	当社株式所有数 一株
-------------------	------------------------	------------------------	---------------------	---------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1972年 4月 大蔵省（現財務省）入省
- 2002年 8月 財務省東京税関長
- 2003年 1月 同省大臣官房総括審議官
- 2004年 7月 同省大臣官房長
- 2006年 7月 同省主計局長
- 2007年 7月 財務事務次官
- 2008年 9月 早稲田大学公共経営大学院教授

社外取締役候補者とした理由

津田廣喜氏は、金融行政に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号 2	清田 瞭 きよた あきら	再任	生年月日 1945年5月6日生	当社株式所有数 3,300株
-------------------	------------------------	----	--------------------	-------------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1969年 4月 大和証券(株)（現株大和証券グループ本社）入社
- 1994年 6月 同社取締役東部本部長
- 1996年 5月 同社取締役債券・資金本部長
- 1997年 6月 同社常務取締役債券・資金本部長
- 1997年10月 同社代表取締役副社長
- 1999年 4月 大和証券エスピーキャピタル・マーケッツ(株)（現大和証券(株)）代表取締役社長
- 2004年 6月 (株)大和証券グループ本社取締役副会長兼執行役
(株)大和総研理事長
- 2008年 6月 (株)大和証券グループ本社取締役会長兼執行役
- 2011年 4月 同社取締役名誉会長
- 2011年 6月 同社名誉会長
- 2013年 6月 当社取締役（現任）
(株)東京証券取引所代表取締役社長（現任）

(重要な兼職の状況)

- (株)東京証券取引所代表取締役社長

候補者番号 3	みや はら こう い ち ろ う 宮原 幸一郎	新任	生年月日 1957年3月10日生	当社株式所有数 5,800株
-------------------	-----------------------------------	----	---------------------	-------------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1979年 4月 電源開発(株)入社
- 1988年 4月 東京証券取引所入所
- 2002年 6月 (株)東京証券取引所総務部長
- 2004年 6月 同社情報サービス部長
- 2005年 6月 (株)ICJ代表取締役社長
- 2005年12月 (株)東京証券取引所執行役員
- 2007年10月 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）常任理事
- 2009年 6月 (株)東京証券取引所グループ常務執行役
- 2013年 1月 当社常務執行役
(株)東京証券取引所常務執行役員
- 2014年 6月 当社専務執行役（現任）

候補者番号 4	や ま じ ひ ろ み 山道 裕己	再任	生年月日 1955年3月8日生	当社株式所有数 2,400株
-------------------	-----------------------------	----	--------------------	-------------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1977年 4月 野村證券(株)（現野村ホールディングス(株)）入社
- 1997年 6月 同社人事部長
- 1998年 6月 同社取締役インベストメント・バンキング・プロダクト本部担当
- 2000年 6月 同社常務取締役グローバルインベストメントバンキング本部担当
- 2002年 4月 ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングズPLC（ロンドン）社長
ノムラ・ホールディング・アメリカInc.（ニューヨーク）会長
- 2007年 4月 野村證券(株)専務執行役インベストメント・バンキング部門兼企業金融本部担当
- 2013年 6月 当社取締役（現任）
(株)大阪証券取引所（現(株)大阪取引所）代表取締役社長（現任）

（重要な兼職の状況）

(株)大阪取引所代表取締役社長

候補者番号

5

クリスティーナ・アメージャン

再任

独立役員

生年月日

1959年3月5日生

当社株式所有数

一株

社外取締役候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 1月 コロンビア大学ビジネススクール助教授
 2001年10月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科助教授
 2004年 1月 同大学大学院国際企業戦略研究科教授
 2010年 4月 同大学大学院国際企業戦略研究科研究科長
 2012年 4月 同大学大学院商学研究科教授（現任）
 2014年 6月 当社社外取締役（現任）

(重要な兼職の状況)

一橋大学大学院商学研究科教授
 三菱重工業(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由

クリスティーナ・アメージャン氏は、学識経験者としての専門的見地から企業戦略に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

6

お く だ つ と む
奥田 務

再任

独立役員

生年月日

1939年10月14日生

当社株式所有数

4,500株

社外取締役候補者

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1964年 4月 (株)大丸入社
 1991年 9月 (株)大丸オーストラリア代表取締役
 1995年 5月 (株)大丸取締役
 1996年 5月 同社代表取締役常務取締役
 1997年 3月 同社代表取締役社長
 2003年 5月 同社代表取締役会長兼最高経営責任者
 2006年 6月 (株)大阪証券取引所社外取締役
 2007年 9月 J. フロント リテイリング(株)代表取締役社長兼最高経営責任者
 (株)大丸代表取締役会長
 2010年 3月 J. フロント リテイリング(株)代表取締役会長兼最高経営責任者
 2013年 1月 当社社外取締役（現任）
 2013年 4月 J. フロント リテイリング(株)取締役相談役
 2014年 5月 同社相談役（現任）

(担当)

指名委員

報酬委員（委員長）

(重要な兼職の状況)

J. フロント リテイリング(株)相談役

(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役

(株)毎日放送社外監査役

社外取締役候補者とした理由

奥田務氏は、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

くぼり ひであき

久保利 英明

再任

独立役員

社外取締役候補者

生年月日

1944年8月29日生

当社株式所有数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1971年 4月	弁護士登録（現任）・森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）入所	(担当) 指名委員
1998年 4月	日比谷パーク法律事務所代表（現任）	(重要な兼職の状況)
2001年 4月	第二東京弁護士会会長・日本弁護士連合会副会長	日本取引所自主規制法人外部理事 弁護士
2011年 6月	(株)東京証券取引所グループ社外取締役 東京証券取引所自主規制法人（現日本取引所自主規制法人）外部理事（現任）	日比谷パーク法律事務所代表 ソースネクスト(株)社外取締役
2013年 1月	当社社外取締役（現任）	桐蔭法科大学院教授
2015年 4月	桐蔭法科大学院教授（現任）	農林中央金庫経営管理委員

社外取締役候補者とした理由

久保利英明氏は、法律家としての専門的見地から企業法務に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

8

さとう しげたか

佐藤 茂雄

新任

独立役員

社外取締役候補者

生年月日

1941年5月7日生

当社株式所有数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1965年 4月	京阪電気鉄道(株)入社	(重要な兼職の状況)
2001年 6月	同社代表取締役社長	京阪電気鉄道(株)最高顧問
2007年 6月	同社代表取締役CEO 取締役会議長	(株)朝日工業社社外監査役
2010年 3月	大阪商工会議所会頭（現任）	大阪商工会議所会頭
2011年 6月	京阪電気鉄道(株)取締役相談役 取締役会議長	朝日放送(株)社外監査役 田辺三菱製薬(株)社外取締役
2013年 6月	同社最高顧問（現任）	

社外取締役候補者とした理由

佐藤茂雄氏は、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

9

ともなが みちこ

友永 道子

再任

独立役員

社外取締役候補者

生年月日

1947年7月26日生

当社株式所有数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年 4月	昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）入所	（担当） 監査委員
1975年 3月	公認会計士登録（現任）	（重要な兼職の状況）
2007年 7月	日本公認会計士協会副会長	京浜急行電鉄(株)社外監査役
2008年 7月	新日本有限責任監査法人シニアパートナー	日本電信電話(株)社外監査役 （株）東日本大震災事業者再生支援機構社外監査役
2014年 6月	当社社外取締役（現任）	

社外取締役候補者とした理由

友永道子氏は、会計専門家としての立場から企業会計に関する高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外取締役又は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

10

ひろせ まさゆき

広瀬 雅行

再任

生年月日

1956年7月8日生

当社株式所有数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年 4月	東京証券取引所入所	
2003年 6月	（株）東京証券取引所審査部長	
2004年 6月	同社情報システム部長	
2006年 4月	同社IT企画部長	
2006年 6月	同社IT企画部長兼開発運用部売買システム部長	
2007年 8月	（株）東京証券取引所グループIT企画部長 （株）東京証券取引所IT開発部売買システム部長	
2009年 1月	（株）東京証券取引所IT開発部DEX+システム部長兼IT管理室長	
2009年 6月	（株）東京証券取引所グループ取締役 （株）東京証券取引所監査役（現任）	
2013年 1月	当社取締役（現任）	
	（担当） 監査委員	
	（重要な兼職の状況） （株）東京証券取引所監査役 公益社団法人日本監査役協会会長	

候補者番号 11	ほんだ かつひこ 本田 勝彦	再任 独立役員 社外取締役候補者	生年月日 1942年3月12日生	当社株式所有数 一株
--------------------	--------------------------	------------------------	---------------------	---------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1965年 4月	日本専売公社（現日本たばこ産業） 入社	2009年 6月	(株)東京証券取引所グループ社外取締役 (株)東京証券取引所社外取締役
1992年 6月	同社取締役人事部長		日本たばこ産業(株)相談役
1994年 6月	同社常務取締役人事労働グループリー ダー	2012年 6月	日本たばこ産業(株)顧問（現任）
1995年 6月	同社常務取締役たばこ事業本部長	2013年 1月	当社社外取締役（現任）
1996年 6月	同社専務取締役たばこ事業本部長	(担当)	
1998年 6月	同社代表取締役副社長	指名委員	
2000年 6月	同社代表取締役社長	(重要な兼職の状況)	
2006年 6月	同社取締役相談役	日本たばこ産業(株)顧問	
		日本放送協会経営委員会委員	

社外取締役候補者とした理由

本田勝彦氏は、企業経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号 12	よねだ つよし 米田 壯	新任 独立役員 社外取締役候補者	生年月日 1952年4月7日生	当社株式所有数 一株
--------------------	------------------------	------------------------	--------------------	---------------

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4月	警察庁入庁
1997年 7月	和歌山県警察本部長
2001年 9月	警視庁刑事部長
2003年 8月	京都府警察本部長
2005年 5月	警察庁刑事局組織犯罪対策部長
2007年 9月	警察庁刑事局長
2009年 6月	警察庁長官官房長
2011年10月	警察庁次長
2013年 1月	警察庁長官
2015年 1月	退官

社外取締役候補者とした理由

米田壯氏は、警察機関における豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者番号

13

チャールズ・デイトマス・レイク二世

再任

独立役員

社外取締役候補者

生年月日

1962年1月8日生

当社株式所有数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1992年 8月 米国通商代表部（U S T R）日本部長
 1993年 7月 同代表部日本部長兼次席通商代表付法律顧問
 1999年 6月 アメリカンファミリー ライフ アシ
 ュアランス カンパニー オブ コロ
 ンバス日本支社（アメリカンファミリ
 ー生命保険会社）執行役員・法律顧問
 2001年 7月 同社副社長
 2003年 1月 同社日本における代表者・社長
 2005年 4月 同社日本における代表者・副会長
 2006年 6月 (株)東京証券取引所社外取締役
 2007年 8月 (株)東京証券取引所グループ社外取締役

2008年 7月 アメリカンファミリー生命保険会社日
 本における代表者・会長（現任）
 2013年 1月 当社社外取締役（現任）
 2014年 1月 アフラック・インターナショナル・イン
 コーポレーテッド取締役社長（現任）

(担当)

報酬委員

(重要な兼職の状況)

アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・
 会長
 アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド
 取締役社長

社外取締役候補者とした理由

チャールズ・デイトマス・レイク二世氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映することができるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 津田廣喜氏、クリスティーナ・アメージャン氏、奥田務氏、久保利英明氏、佐藤茂雄氏、友永道子氏、本田勝彦氏、米田壯氏及びチャールズ・デイトマス・レイク二世氏は、社外取締役候補者であります。
3. クリスティーナ・アメージャン氏、奥田務氏、久保利英明氏、友永道子氏、本田勝彦氏及びチャールズ・デイトマス・レイク二世氏は、(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。また、津田廣喜氏、佐藤茂雄氏及び米田壯氏は、(株)東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 社外取締役候補者である本田勝彦氏及びチャールズ・デイトマス・レイク二世氏は、「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおり、過去に当社子会社の(株)東京証券取引所の役員でありました。

5. 社外取締役候補者が他社在任中に行われた法令・定款違反、不当な業務執行について
久保利英明氏につきましては、野村證券(株)の社外取締役在任中に、同社において、公募増資案件に係る法人関係情報に関する管理について不正取引の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じていない業務運営状況及びそのような状況のなかの有価証券の売買その他の取引等につき法人関係情報を顧客に提供して勧誘する行為が認められ、同社は、2012年8月3日、金融庁から金融商品取引法第51条に基づく業務改善命令を受けました。なお、同氏は既に同社を退任しておりますが、社外取締役であった同氏は、同社の取締役会等において法令遵守の徹底を求めるなど、その職責を果たしました。
- 佐藤茂雄氏につきましては、(株)朝日工業社の社外監査役在任中の2014年3月4日に、同社及び同社社員が北陸新幹線の設備工事の入札に関し独占禁止法違反の容疑で東京地方検察庁から起訴され、同年10月2日に東京地方裁判所において有罪判決を言い渡されました。同氏は2009年6月に同社社外監査役に就任して以降、同社の取締役会及び監査役会等においてコンプライアンスに立脚した提言等を積極的に行っており、当該事実の判明後においても、コンプライアンスの更なる強化、徹底及び再発防止に向けた適切な措置の実施を求める等、その職責を適切に果たしております。
- また、同氏が田辺三菱製薬(株)の社外取締役在任中の2013年9月30日に、同社連結子会社である(株)バイファ及び同社に対して、遺伝子組換え人血清アルブミン製剤「メドウェイ注」に承認書に記載のない成分を添加して製造販売していたことに関し、厚生労働大臣から改善命令等が発出されました。同氏は、日頃から同社取締役会において、コンプライアンス、ガバナンス等の観点からグループの社内管理体制の強化について意見表明及び注意喚起を行っており、また、当該改善命令等に対しては、原因究明の必要性、再発防止策等の徹底について意見表明を行いました。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約の締結
当社は、社外取締役であるクリスティーナ・アメージャン氏、奥田務氏、久保利英明氏、友永道子氏、本田勝彦氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏との間で、賠償責任限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結しております。なお、各社外取締役の選任が承認された場合、当社は、クリスティーナ・アメージャン氏、奥田務氏、久保利英明氏、友永道子氏、本田勝彦氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏との間で、同責任限定契約を継続する予定であります。また、津田廣喜氏、佐藤茂雄氏及び米田壯氏が社外取締役に選任された場合、各氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数
社外取締役候補者のうち、現在当社の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって、クリスティーナ・アメージャン氏については1年、奥田務氏については9年、久保利英明氏については2年6か月、友永道子氏については1年、本田勝彦氏については2年6か月及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏については2年6か月となります。

以上

事業報告 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

I 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、円高の是正により企業業績が拡大し、消費税増税による個人消費の弱さが見られたものの、緩やかな回復基調が続きました。また、2014年10月末に発表された日本銀行による追加金融緩和策を契機として、円安が急速に進み、株式市場においても株価は大幅に上昇しました。2015年3月末時点におけるTOPIXは1,543.11ポイント（前年比+340.22ポイント）となりました。

このような状況のもと、当社グループ（本事業報告において、当社及びその子会社からなる企業集団を指しております。）では、将来ビジョンである「創造性豊かで、公共性・信頼性のある質の高いサービスを提供する、アジア地域で最も選ばれる取引所」の実現を目指し、中期経営計画（2013年度～2015年度）で掲げる重点施策である「新しい日本株市場の創造」、「デリバティブ市場の拡大」、「取引所ビジネス領域の拡大」、「アジア戦略」及び「統合効果の早期実現」について最優先で取り組み、概ね順調に進捗しました。

当社グループの当連結会計年度の連結業績は、営業収益は1,061億67百万円（前連結会計年度比6.7%減）、営業費用は528億63百万円（同10.8%減）、営業利益は535億29百万円（同0.3%増）となり、税引前利益は548億87百万円（同0.2%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は344億27百万円（同3.4%増）となりました。

<IFRSの適用について>

当社グループは、従来の日本基準に替えて、当連結会計年度から国際会計基準（以下、IFRSといいます。）を適用しております。また、前述の経営成績及び各財務数値における「前連結会計年度比」については、IFRSに準拠して作成した連結財務諸表の前連結会計年度の各業績との比較を記載しております。

①取引関連収益

営業収益 **48,698**百万円

当連結会計年度の当社グループの現物市場における1日平均売買代金は2兆8,564億円（注）となりました。また、デリバティブの取引高合計は、3億1,298万単位となり、過去2番目を記録しましたが、現物の売買代金、デリバティブの取引高ともに前連結会計年度の実績を下回りました。

（注）東証市場第一部、第二部、マザーズ、JASDAQ及びTOKYO PRO Marketにおける立会内、立会外の株券売買代金並びにETF/ETN及びREITの立会内、立会外の売買代金の合計を記載しております。

この結果、当連結会計年度の取引関連収益は、基本料が10億67百万円（前連結会計年度比9.8%減）、現物取引料が287億5百万円（同10.5%減）、デリバティブ取引料が115億15百万円（同13.3%減）、その他アクセス料・売買システム施設使用料等が74億10百万円（同2.8%減）となり、合計で486億98百万円（同10.1%減）となりました。

当連結会計年度において、当社グループは、市場の活性化のため以下の取組みを行ってまいりました。

（i）JPX日経インデックス400の普及・定着

当社と(株)東京証券取引所及び(株)日本経済新聞社が共同で2014年1月より算出開始した「JPX日経インデックス400」について、公的年金等による利用促進、その他年金基金等の利用開始を狙いとして、インデックス運用におけるJPX日経インデックス400の有用性、優位性に係る理解向上のための取組みを実施しております。

さらに、多様なユーザーニーズを満たすべく、サブインデックスとして、配当金収益に対する税金相当分を考慮した「税引後配当込JPX日経インデックス400」を2014年10月に算出開始したことに加え、海外投資家の投資利便性向上を目的として、JPX日経インデックス400の為替リスクをヘッジした6指数を2015年1月より算出開始しました。

こうした取組みの結果、2015年3月末時点で、関連金融商品としてETFが5本上場、公募投資信託が40本組成されています。

（ii）売買制度の見直し

(株)東京証券取引所は、現物市場の利便性向上の観点から、流動性が高い銘柄を中心として、フェーズⅠからフェーズⅢまでの3段階に分けて呼値の単位の適正化を行うこととしておりましたが、2014年7月にフェーズⅡとして、TOPIX100構成銘柄を対象として5,000円以下の価格帯について円未満の呼値の単位を導入しました。2014年12月には、フェーズⅠ及びフェーズⅡ実施後の売買状況に係る分析結果と分析結果を踏まえたフェーズⅢ（2015年9月予定）の対応方針について公表しました。

取引時間の拡大に向けては、「現物市場の取引時間拡大に向けた研究会」において検討を進め、2014年7月に報告書を公表いたしました。その後の取引参加者・機関投資家等へのヒアリング結果等を踏まえ、2014年11月時点では市場開設に踏み切ることとは適当でないとの判断を公表しました。

(iii)ETF・REITの多様化・投資促進

(株)東京証券取引所は、「ETFの多様化・投資促進」の取組みとして、外国債券・外国指数を対象とするETF・ETNの上場など、商品ラインナップの更なる強化に努め、当連結会計年度は新たに25銘柄のETF及び6銘柄のETNの上場を実現いたしました。

投資促進に向けては、全国の機関投資家とのETFに関する意見交換を定期的に行い、より多くの運用担当者にETFの会計処理や流動性の特性を認識してもらえるように活動を行ったほか、全国各地でプロモーションに係るイベントの開催や、各種媒体を利用した投資情報の充実を図る等の取組みを進めました。

こうした取組みの結果、ETF・ETNの1日平均売買代金は過去最高の1,546億円となりました。

「REITの多様化・投資促進」に関しては、上場準備企業へのサポート活動や、個人投資家向けイベント開催・参加、全国の機関投資家とのREITに関する意見交換、海外機関投資家向けグローバルプロモーション、投資物件を紹介するウェブサイト「Jリートview」や英文開示情報の提供サービスである「Jリートフラッシュ」によるプロモーション活動を推進しました。この結果、ヘルスケアREIT2銘柄の上場を実現するなど、新たに7銘柄の上場を実現し、REITの1日平均売買代金は過去最高の376億円となりました。

(iv)デリバティブ市場の拡大

(株)大阪取引所は、2002年9月から停止していた超長期国債先物の取引を2014年4月より再開したほか、市場関係者からの強い要望に応え、JPX日経インデックス400を対象とした先物取引を2014年11月より開始しました。JPX日経インデックス400先物の1日平均取引高は4.9万枚となり、好調なスタートとなりました。

営業・プロモーション面では、流動性確保のため、マーケットメイカーの獲得や海外でのセミナー開催やイベントへの参加、新規投資家誘致プログラム等による積極的な海外投資家開拓のほか、新商品等の証券会社での取扱い開始に向けた営業を行いました。

2016年央の稼働を目指す次期デリバティブ売買システムについては、2014年7月にNasdaq OMX社及び(株)エヌ・ティ・ティ・データを開発ベンダーとして選定し、システムの要件定義等を進めました。

(v)個人投資家層の裾野拡大

(株)東京証券取引所は中長期的な取組みとして、国内個人投資家の裾野拡大を目的とした、「+YOU 日本経済応援プロジェクト(+YOUプロジェクト)」を展開しました。主に投資未経験者・投資初心者を対象としたセミナーを全国で開催したほか、個人投資家の銘柄選択の際の参考となるよう、中長期的な成長が期待できるテーマで上場会社を紹介する「テーマ銘柄」を公表しました。また、(株)大阪取引所は、デリバティブの持つ社会的機能の啓発のため、書籍の発行やデリバティブ教育コンテンツ「先物・オプションシミュレーター」の導入を行いました。

②清算関連収益

営業収益 **20,092**百万円

当連結会計年度の清算関連収益は、主要な清算対象である現物、デリバティブの売買の減少が影響した一方、2013年10月に合併した旧(株)日本国債清算機関に係る国債店頭取引の収益が通期で計上されたことや金利スワップ取引に係る収益が増加したことなどから、200億92百万円（前連結会計年度比1.2%減）となりました。

(株)日本証券クリアリング機構は、OTCデリバティブ清算の利用拡大に向けて、金利スワップ取引について、2014年11月に日本円無担保コールレート（オーバーナイト物）と日本円固定金利を交換する金利スワップ取引（Overnight Index Swap）の取扱い等を開始しました。さらに、2014年2月より開始したクライアント・クリアリングの利用社数を拡大させ、クライアントの社数は14社となりました。また、CDS取引に係る清算の拡大に向けて、2014年12月よりシングルネームCDS取引の清算業務を開始いたしました。

③上場関連収益

営業収益 **12,249**百万円

当連結会計年度はIPOが増加し、IPO社数は、東証市場第一部・第二部17社（前期比6社増）、マザーズ56社（同28社増）、JASDAQ11社（同2社減）、TOKYO PRO Market5社（同1社増）となりました。上場会社数は、東証市場第一部・第二部2,421社（同66社増）、マザーズ213社（同18社増）、JASDAQ834社（同29社減）、TOKYO PRO Market11社（同5社増）となりました。

当連結会計年度の上場関連収益は、新規・追加上場料が47億62百万円（前連結会計年度比9.9%減）、年間上場料が74億86百万円（同6.6%増）となり、合計で122億49百万円（同0.5%減）となりました。

(株)東京証券取引所は、上場準備企業、証券会社及び監査法人等のIPO関係者に対するプロモーション活動や、上場準備企業の特性・ステージに応じたサポート活動を通じて、国内外の投資魅力のある企業の上場を促進しました。

営業収益 **16,311** 百万円

④ 情報関連収益

当連結会計年度の情報関連収益は、指数ビジネスにおいて新たに開始したJPX日経400に関連したライセンス収入も寄与したことなどから、163億11百万円（前連結会計年度比1.2%増）となりました。

㈱東京証券取引所は、情報関連収益の拡大に向けて、従来のデータ提供サービスをリニューアルし、「JPXデータクラウド」を2015年2月より開始しました。当サービスでは、株式の過去の気配（フル板）情報やデリバティブ商品の四本値、歩み値などの新たな情報を提供しています。

また、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から導入された、金融商品の取引の当事者を識別するための番号（LEI：Legal Entity Identifier）を指定する業務を2014年8月より開始しました。

㈱大阪取引所は、相場情報の利用に関する取扱いを明確化するため、「相場情報利用に関するポリシー」を策定・公表いたしました。また、㈱東京証券取引所が導入している、利用者が情報提供関係の諸手続きを電磁的に行うための「相場情報契約システム（Market Information Client System）」を導入し、事務処理面の効率化を推進しました。

⑤ アジア戦略

当社グループは、アジアにおけるビジネス機会の創造のため、以下の取組みを行ってまいりました。

（i）ミャンマーにおける取引所設立支援

当社は、2014年12月23日に国営ミャンマー経済銀行及び㈱大和総研とヤンゴン証券取引所設立に関する合弁契約を締結し、Yangon Stock Exchange Joint-Venture Company Limitedを設立しました。現地関係当局と協力し、取引所規則の作成を含む取引所開業に向けた支援を進めました。

（ii）ASEAN諸国等へのインフラ輸出

当社グループは、ベトナムにおけるデリバティブCCP（Central Counterparty）制度構築支援を2014年8月より開始しました。さらに、支援分野の拡大について現地当局等との協議を推進しました。

（iii）プロボンド市場を通じた資金供給

㈱東京証券取引所は、アジア企業を中心にプロボンド発行拡大を目指し、具体的な起債案件発掘のため、国内外の証券会社等と連携した発行体向け活動を強化しました。当連結会計年度において、アジア発行体については、2社のプログラム上場を達成し、3件の債券発行がありました。

(iv) インフラファンド市場を通じた資金供給

(株)東京証券取引所は、インフラファンド市場の開設に向けた制度要綱案を2015年2月に公表し、2015年4月に市場を開設しました。

(v) シンガポール取引所との相互協力

当社とシンガポール取引所(SGX)は、両取引所市場の発展及びプロモーションの共同推進に係る趣意書(LOI)を2014年12月に締結しました。当趣意書に基づく協力分野の一つとして、両取引所のコロケーションサイトを結ぶ新たな通信サービス「JPX-SGX コロケーション・ダイレクト」を2015年4月から開始しました。

(vi) 日本における人民元建金融商品市場の構築に向けた中国銀行とのMOU締結

当社と中国銀行(BOC)は、日本における人民元建金融商品市場の構築に向けた包括的な協力協定(Memorandum of Understanding)を2014年7月に締結しました。本MOUに基づき、当社及びBOCは人民元建金融商品の開発を共同で行うとともに、人民元建金融商品の清算・決済を日本市場で行うための仕組みの構築を進めることとしています。

⑥ マーケットインフラの利便性・信頼性の一層の向上のための取組み

当社グループは、我が国金融資本市場の基幹インフラとして、マーケットインフラの利便性・信頼性の一層の向上のため、以下の取組みを行ってまいりました。

(i) 上場会社のガバナンス向上

上場会社の実効的なコーポレートガバナンスの実現に向けて、(株)東京証券取引所は金融庁と共同で2014年8月から2015年3月にかけて、「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」を開催し、2015年3月に「コーポレートガバナンス・コード原案」を公表しました。

また、企業価値向上を目指した経営の普及・促進を図る観点から、上場会社のマネジメント層に対して、教育コンテンツの提供及び研修を実施したほか、高い企業価値の向上を実現している上場会社のうち、資本コストをはじめ投資者の視点を深く組み込んで企業価値の向上を目指すなど、東証市場の魅力向上に資すると認められる経営を実践している上場会社を表彰する取組みである「企業価値向上表彰」を実施しました。

(ii) 変化に即した自主規制機能の発揮

日本取引所自主規制法人は、効率的で信頼性の高い市場を提供し、公正な価格形成と円滑な流通を確保するため、品質の高いエクイティ・ファイナンスを支援し促進するための尊重されるべき原理・原則（プリンシプル）を「エクイティ・ファイナンスのプリンシプル」として、2014年10月に公表し、上場会社や証券会社といった市場関係者への周知活動を行いました。

また、高速取引の進展や信用取引に係る委託保証金制度の改正等を踏まえた取引参加者らへの重点考査や、デリバティブ市場統合を踏まえた先物取引等取引参加者に対する注文管理体制・証拠金管理態勢の重点的な考査を実施したほか、上場審査運用等の理解促進のための新規上場ガイドブックの改訂や、上場会社への積極的な外部発信活動を通じた「未然防止型」上場管理の推進、上場会社へのセミナー・研修等を通じたコンプライアンス支援活動、アルゴリズムを用いたデリバティブ取引や複数の市場にまたがる不正取引など市場環境の変化に対応した売買審査業務等に取り組みました。

(iii) 政策提言・情報発信の強化

日本株市場の成長・発展へ望ましい金融・証券税制の実現に向けた要望として、受取配当金の益金不算入見直しについて、ETFを株式と同等の扱いとするよう、日本証券業協会を通じて税制改正要望を提出し、実現しました。

また、東京市場の国際金融センター化に向け、「金融資本市場活性化有識者会合」、「東京国際金融センター検討タスクフォース会議」等を通じて提言を行いました。

⑦ 営業費用

営業費用 **52,863**百万円

当連結会計年度の営業費用は、人件費が152億65百万円、システム維持・運営費が99億47百万円、減価償却費及び償却費が108億3百万円となったこと等から528億63百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

売買システムや清算システムへの設備投資など、全体で約164億円の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

当社グループ

区分		IFRS	
		2014年3月期 (前連結会計年度)	2015年3月期 (当連結会計年度)
営業収益	百万円	113,846	106,167
税引前利益	百万円	54,786	54,887
親会社の所有者に帰属する当期利益	百万円	33,304	34,427
基本的1株当たり当期利益	円	121.31	125.41
資産合計	百万円	17,479,946	27,746,771
親会社の所有者に帰属する持分	百万円	207,101	235,611
1株当たり親会社所有者帰属持分	円	754.38	858.23

区分		日本基準	
		2013年3月期	2014年3月期 (前連結会計年度)
営業収益	百万円	71,708	116,251
営業利益	百万円	19,555	51,120
経常利益	百万円	21,631	52,801
当期純利益	百万円	10,941	29,835
1株当たり当期純利益	円	64.59	108.68
総資産	百万円	1,276,386	1,403,713
純資産	百万円	179,077	202,018
1株当たり純資産	円	643.01	715.19

(営業収益の内訳)

区分		IFRS	
		2014年3月期	2015年3月期
取引関連収益	百万円	54,155	48,698
清算関連収益	百万円	20,334	20,092
上場関連収益	百万円	12,308	12,249
情報関連収益	百万円	16,116	16,311
その他	百万円	10,931	8,815
合計	百万円	113,846	106,167

区分		日本基準	
		2013年3月期	2014年3月期
取引関連収益	百万円	29,868	54,155
清算関連収益	百万円	10,916	20,334
上場関連収益	百万円	9,216	12,308
情報関連収益	百万円	12,828	16,116
その他	百万円	8,879	13,336
合計	百万円	71,708	116,251

- ※1 2015年3月期より、会社計算規則第120条第1項の規定によりIFRSに準拠して連結計算書類を作成しております。なお、2014年3月期については、2015年3月期の比較情報としてIFRSに準拠した諸数値を記載しております。
- ※2 当社は、2013年1月1日付で㈱東京証券取引所グループと㈱大阪証券取引所の経営統合により発足したため、2013年3月期、2014年3月期及び2015年3月期のみを記載しております。
なお、2013年3月期は、企業結合に関する会計基準等に基づき、㈱東京証券取引所グループの連結計算書類を引き継いだため、㈱東京証券取引所グループの2012年4月1日から2012年12月31日までの連結業績に、2013年1月1日から2013年3月31日までの当社の連結業績を合算したものととなります。㈱東京証券取引所グループに係る2012年3月期の財産及び損益の状況は次頁のとおりです。
- ※3 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益、1株当たり純資産、基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分については、2013年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。
- ※4 営業収益の内訳において、比較を容易にするために過年度の区分についても2015年3月期の区分科目名を使用しております。

(株)東京証券取引所グループ

区分	2012年3月期	
営業収益	百万円	53,045
営業利益	百万円	9,159
経常利益	百万円	10,903
当期純利益	百万円	6,311
1株当たり当期純利益	円	2,775.98
総資産	百万円	345,247
純資産	百万円	127,122
1株当たり純資産	円	54,801.89

当社

区分		2013年3月期	2014年3月期 (前事業年度)	2015年3月期 (当事業年度)
営業収益	百万円	18,643	12,248	33,102
営業利益	百万円	5,612	7,068	27,287
経常利益	百万円	6,358	8,444	28,747
当期純利益	百万円	3,637	7,380	27,728
1株当たり当期純利益	円	21.47	26.88	101.00
総資産	百万円	193,658	165,956	215,218
純資産	百万円	83,714	81,221	102,104
1株当たり純資産	円	304.93	295.86	371.92

※1 当社は、2013年1月1日付で(株)東京証券取引所グループと(株)大阪証券取引所の経営統合により発足したため、2013年3月期、2014年3月期及び2015年3月期のみを記載しております。

なお、2013年3月期は、企業結合に関する会計基準等に基づき、(株)大阪証券取引所の2012年4月1日から2012年12月31日までの業績に、2013年1月1日から2013年3月31日までの当社の業績を合算したものととなります。(株)大阪証券取引所に係る2012年3月期の事業年度の財産及び損益の状況は以下のとおりです。

※2 当社は、2013年10月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っておりますが、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、2013年3月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出しております。

(株)大阪証券取引所

区分		2012年3月期
営業収益	百万円	22,494
営業利益	百万円	8,323
経常利益	百万円	9,177
当期純利益	百万円	5,466
1株当たり当期純利益	円	202.45
総資産	百万円	453,203
純資産	百万円	55,485
1株当たり純資産	円	2,055.02

3. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	議決権所有割合 (間接所有)	主な事業内容
(株)東京証券取引所	東京都中央区	11,500百万円	100.0%	市場運営業務
(株)大阪取引所	大阪市中央区	4,723	100.0	市場運営業務
日本取引所自主規制法人	東京都中央区	3,000 (注)1	100.0	自主規制業務
(株)日本証券クリアリング機構	東京都中央区	8,950	(注)2	金融商品債務引受業務
(株)東証システムサービス	東京都中央区	100	80.0 (80.0)	システム開発等

(注) 1. 基本金の額を記載しております。

2. A種類株式：99.2%、B種類株式：100.0%、C種類株式：58.2%、D種類株式：52.9%

4. 対処すべき課題

当社グループは、「創造性豊かで、公共性・信頼性のある質の高いサービスを提供する、アジア地域で最も選ばれる取引所」の実現を目指すことを将来ビジョンとして掲げています。

2013年度から2015年度までを期間とする中期経営計画（2013年3月26日策定、2014年4月28日及び2015年4月28日にアップデート）は、この将来ビジョン実現に向けた最初の3カ年計画であり、アジア地域の他取引所に対して、信頼性、流動性、IPO件数、市場時価総額、収益性といった様々な指標に照らし、総合的な優位性を確保するとともに、成熟した当社グループのマーケットインフラのアジア地域での効果的活用やアジアの他取引所との連携等を通じて、アジアの成長を支援、アジア市場でのプレゼンスを高めることを指向します。

この中期経営計画のもとで、当社グループが取り組むべき主な重要課題は、以下のとおりです。

(1) 新しい日本株市場の創造

- ・2015年6月にコーポレートガバナンス・コードが適用開始となることを踏まえ、上場会社の円滑な対応を支援するための周知活動や、実施状況等の情報発信を実施します。
- ・電子取引の拡大・売買の高速化に対応した新たなリスク管理機能等を実装したうえで、2015年9月にarrowheadをリニューアルします。
- ・企業のステージに応じた上場支援やステップアップ（市場変更・一部指定）の支援を行うとともに、IPOの品質確保に向けた対応を実施します。
- ・商品多様化と流動性向上のための制度整備等を進め、運用残高と多様性で、アジアトップのETF市場と世界第3位のREIT市場の地位を堅持します。
- ・JPX日経インデックス400の更なる普及・定着に向け、サブインデックスの開発・算出や、指数の有用性に係る理解向上に取り組みます。
- ・東京市場の国際金融センターとしての競争力強化に向け、政府等と一層の連携を図り、これまでの提言の実行に向けた協力・働きかけを推進します。

(2) デリバティブ市場の拡大

- ・日経225Weeklyオプションの上場を進めるとともに、マーケットメイカーの獲得やプロモーション等を通じて、市場への定着を図ります。
- ・2016年央の次期デリバティブ売買システム稼働時に導入する商品や制度要綱を決定し、稼働に向けて準備作業を本格化するとともに、稼働後の更なる商品ラインナップの拡充を検討します。
- ・コモディティ分野への本格的な進出を図るべく、引き続き関係機関との調整を継続します。

(3) 取引所ビジネス領域の拡大

- ・海外清算機関の本邦進出の動きを見据え、OTCデリバティブ清算ビジネスの競争力強化を図る観点から、円金利関係の商品間でのクロスマーゲンの導入や外貨建金利スワップ取引を導入するほか、取引残高圧縮機能の拡充等、競合清算機関と遜色ないサービス提供を実現します。
- ・当社グループの強みである情報資産や専門知識、お客様とのネットワークなどを生かすことができる、新しいビジネスモデルへの参入を検討します。

(4) アジア戦略

- ・ヤンゴン証券取引所設立に向けて支援作業をスピードアップし、2015年中の売買開始を目指します。
- ・ベトナムにおけるデリバティブ中央清算機関（CCP）の制度構築等を進めるなど、引き続き、ASEAN諸国の取引所を中心とした制度・インフラ構築支援を推進します。
- ・アジア発行体・プロ投資家へのプロモーション強化を通じて、アジアにおけるトップクラスのプロ向け債券市場としての地位を確立し、ASEAN諸国において今後一層旺盛になる産業設備需要や生活インフラ整備需要に対し、リスクマネー供給機能を発揮します。
- ・人民元の国際化の進展や証券分野における対外開放の動きにより、中国が金融資本市場におけるプレゼンスを拡大していることや日中間の対話再開への動きも見られることから、日中間での証券投資需要の拡大の観点から、中国関連商品の上場を推進します。
- ・TOPIX・ETFや先物等のアジアの取引所での上場を実現し、TOPIX等の知名度や日本のデリバティブ市場のプレゼンス向上を図ります。

(5) 継続的な中長期的取組み

- ・個人投資家の裾野拡大を目指す「+YOUプロジェクト」に継続的に取り組み、同プロジェクトの認知度の向上と投資行動への誘引力の強化を図り、日本株に係る個人投資家層の裾野拡大を図るとともに、デリバティブに係るイメージの改善・社会的機能の啓発に取り組むことにより、投資家層の厚いマーケットの形成を図ります。
- ・マーケットに対する信頼性向上のため、環境変化等に即した自主規制機能の発揮に努めます。

(6) 新たな企業カルチャーの創出

- ・効率的・創造的な新たな企業カルチャーを創出し、4つの“C”（Customer First（お客様第一主義）、Credibility（社会からの信頼確保）、Creativity（創造性の追求）、Competency（社員の能力発揮））の定着に向けた意識改革を実施します。

当社グループは、2013年1月発足以降取り組んできた主要な組織・インフラの統合作業を予定どおり終了し、今後は、統合の成果を踏まえて、国際競争力強化に向けた取組みを本格化することとなります。

現状、当社グループは日本株関連事業への依存度が高く、外部環境動向によって収益が大きく影響を受ける構造である一方、欧米主要取引所は、M&A等を活用しつつ、海外ビジネスの拡大や、情報サービスなどの新規ビジネスへの進出を加速しています。

こうした状況を踏まえ、当社グループは、次期中期経営計画(2016年度～2018年度)において、国際競争力強化に向けてビジネス基盤の拡大・多様化への取組みを本格化していくことを見据え、以下の取組みに着手します。

(1) 新規ビジネスへの進出

- ・新規ビジネスへの進出策を早期に具体化し、進出に必要なノウハウの取得、実現スピード等の観点から、M&A・JVの設立等も視野に入れて検討します。

(2) 海外ビジネスの拡大

- ・ASEAN諸国等への制度・インフラ輸出や日本商品への投資機会の提供等を通じて、ASEAN諸国等との連携強化を実現し、ビジネス機会を拡大します。
- ・中国ビジネスの推進を重要戦略の1つと位置付け、当面は投資需要の拡大の観点から、日本での中国関連商品/中国での日本関連商品の充実を推進します。

(3) デリバティブビジネスの拡大

- ・デリバティブの商品ラインナップ拡充の観点から、コモディティ分野に加え、金利・為替分野への商品ラインナップの拡充を検討します。

(4) 組織基盤の強化

- ・新規ビジネスへの進出や海外ビジネスの拡大等を実現するため、国際人材・高度専門人材の育成やダイバーシティの推進、企業カルチャーの変革といった組織基盤の強化を推進します。

5. 主要な事業内容 (2015年3月31日現在)

当社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引所持株会社としての認可を受け、傘下の子会社である(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、日本取引所自主規制法人の経営管理等を行う株式会社です。当社グループは、(株)東京証券取引所及び(株)大阪取引所が開設する取引所金融商品市場の開設・運営を主要な事業としております。

6. 主要な営業所 (2015年3月31日現在)

当社	
本店	東京都中央区
子会社	
(株)東京証券取引所	東京都中央区
(株)大阪取引所	大阪市中央区
日本取引所自主規制法人	東京都中央区
(株)日本証券クリアリング機構	東京都中央区
(株)東証システムサービス	東京都中央区

7. 使用人の状況 (2015年3月31日現在)

当社グループ

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,131名	30名減	42歳 0か月	16年 8か月

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む) であり、臨時雇用者 (パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員等を含む) は含んでおりません。

8. 主要な借入先の状況 (2015年3月31日現在)

借入先	借入金の種類	借入金残高
(株)七十七銀行	短期借入金	9,000百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	短期借入金	13,500百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	1年内返済予定長期借入金	10,000百万円

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

2005年12月8日に発生したみずほ証券(株)によるジェイコム(株)株式の誤発注事件に関して、みずほ証券(株)から提起されておりましたが、(株)東京証券取引所に対する41,578百万円の損害賠償請求事件について、2013年7月24日、東京高等裁判所より、(株)東京証券取引所に賠償金 (10,712百万円及び遅延損害金) の支払いを命ずる第一審判決の一部を変更するとともに、同判決に基づく強制執行を免れるために(株)東京証券取引所が支払った13,213百万円と本判決による認容額12,870百万円との差額342百万円を(株)東京証券取引所に返還することをみずほ証券(株)に命ずる旨の控訴審判決が言い渡されました。

当判決を不服として、最高裁判所に対し、みずほ証券(株)が上告の提起及び上告受理の申立てを、(株)東京証券取引所が附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てを行っており、現在係争中です。

Ⅱ 株式に関する事項 (2015年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 **1,090,000,000株**
- (2) 発行済株式の総数 **274,534,550株** (自己株式2,655株を含む)
- (3) 株主数 **15,304名**
- (4) 大株主

順位	株主名	持株数	持株比率
1	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	7,856,900株	2.86%
2	SMB Cフレンド証券(株)	7,557,000	2.75
3	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	7,467,586	2.72
4	日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	6,211,600	2.26
5	THE CHASE MANHATTAN BANK 385036	5,311,600	1.93
6	SAJAP	4,665,000	1.70
7	みずほ証券(株)	4,290,600	1.56
8	(株)三菱東京UFJ銀行	3,778,500	1.38
9	岡地証券(株)	3,500,000	1.27
10	立花証券(株)	3,443,600	1.25

(注) 持株比率は、自己株式 (2,655株) を控除して計算しております。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び執行役の状況 (2015年3月31日現在)

(1) 取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役	林 正 和	取締役会議長	
取締役兼 代表執行役 グループCEO	斉 藤 惇	グループCEO (最高経営責任者) 指名委員 (委員長) 報酬委員	(株)大阪取引所取締役
取締役兼 代表執行役 グループCOO	米 田 道 生	グループCOO (最高執行責任者) 指名委員	(株)東京証券取引所取締役
取締役	清 田 瞭		(株)東京証券取引所代表取締役社長
取締役	山 道 裕 己		(株)大阪取引所代表取締役社長
取締役	クリスティーナ・ アメージャン		一橋大学大学院商学研究科教授 三菱重工(株)社外取締役
取締役	奥 田 務	指名委員 報酬委員 (委員長)	J.フロント リテイリング(株)相談役 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役 (株)毎日放送社外監査役
取締役	久保利 英 明	指名委員	日本取引所自主規制法人外部理事 弁護士 日比谷パーク法律事務所代表 ソースネクスト(株)社外取締役 大宮法科大学院大学教授 農林中央金庫経営管理委員
取締役	友 永 道 子	監査委員	京浜急行電鉄(株)社外監査役 日本電信電話(株)社外監査役 (株)東日本大震災事業者再生支援機構社外監査役
取締役	広 瀬 雅 行	監査委員	(株)東京証券取引所監査役 公益社団法人日本監査役協会会長
取締役	本 田 勝 彦	指名委員	日本たばこ産業(株)顧問 日本放送協会経営委員会委員
取締役	松 尾 邦 弘	監査委員 (委員長)	弁護士 トヨタ自動車(株)社外監査役 三井物産(株)社外監査役 (株)小松製作所社外監査役 ブラザー工業(株)社外監査役 (株)セブン銀行社外監査役 (株)テレビ東京ホールディングス社外監査役
取締役	森 本 滋		同志社大学大学院司法研究科教授 弁護士
取締役	チャールズ・デイトマース・ レイク二世	報酬委員	アメリカンファミリー生命保険会社日本における代表者・会長 アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド取締役社長

- (注) 1. 取締役クリスティーナ・アメージャン氏、奥田務氏、久保利英明氏、友永道子氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・ディトマス・レイク二世氏は社外取締役であります。
2. 取締役クリスティーナ・アメージャン氏、奥田務氏、久保利英明氏、友永道子氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・ディトマス・レイク二世氏は(株)東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。
3. 社外取締役の兼職先には、当社が全額出資する日本取引所自主規制法人がありますが、その他の兼職先と当社との間には、特筆すべき資本・取引関係はありません。
4. 監査委員である取締役友永道子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役奥田務氏は、2014年6月17日付で当社指名委員に就任しました。また、2014年6月20日付で(株)リソナホールディングス社外取締役を退任し、2014年6月27日付で(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役に就任しました。
- 取締役久保利英明氏は、2014年6月23日付でソースネクスト(株)社外監査役を退任し、同日付で同社社外取締役に就任しました。また、同氏は2015年3月31日付で大宮法科大学院大学教授を退任し、2015年4月1日付で桐蔭法科大学院教授に就任しました。
- 取締役広瀬雅行氏は、2014年11月5日付で公益社団法人日本監査役協会会長に就任しました。

(2) 執行役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役兼代表 執行役グループ CEO	斉 藤 惇	グループCEO (最高経営責任者)	〔(1) 取締役〕 参照
取締役兼代表 執行役グループ COO	米 田 道 生	グループCOO (最高執行責任者)	〔(1) 取締役〕 参照
専務執行役	鈴 木 義 伯	CIO (最高情報責任者) IT企画担当	(株)東京証券取引所取締役専務執行役員 (株)大阪取引所専務執行役員
専務執行役	宮 原 幸 一 郎	人事担当	
専務執行役	山 澤 光 太 郎	総合企画・広報・IR担当	(株)大阪取引所取締役専務執行役員
常務執行役	狩 野 芳 徳	IT企画担当	(株)大阪取引所取締役常務執行役員
常務執行役	岩 永 守 幸	CFO (最高財務責任者) 財務担当	(株)東京証券取引所常務執行役員 (株)日本証券クリアリング機構取締役 (株)証券保管振替機構社外取締役
執行役	長谷川 勲	総務担当	(株)東京証券取引所執行役員 (株)大阪取引所執行役員

- (注) 鈴木義伯氏は、2014年6月17日付で(株)東京証券取引所の専務取締役から取締役専務執行役員に就任しました。
- 宮原幸一郎氏及び山澤光太郎氏は、2014年6月17日付で当社常務執行役から専務執行役に就任しました。
- 山澤光太郎氏は、2014年6月17日付で(株)大阪取引所の取締役常務執行役員から取締役専務執行役員に就任しました。
- 岩崎範郎氏及び丸山雅彦氏は、2014年6月17日付で当社執行役を退任しました。
- 長谷川勲氏は、2014年6月17日付で当社執行役に就任しました。

2. 取締役及び執行役の報酬の内容の決定に関する方針

当社の役員報酬は基本報酬、賞与、自社株報酬で構成され、報酬委員会において決定します。

基本報酬は日々の業務遂行や経営への参画の対価として役位・職務内容に応じた額、賞与は単年度の業績向上に対するインセンティブとして、会社業績に応じて決定された賞与総額を各役員の基本報酬・貢献度に従って配分した額、また、自社株報酬は、中長期の企業価値向上に対するインセンティブとして当社株式の購入に充てるもので、役位・職務内容に応じた額としています。

3. 取締役及び執行役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	11名 (9)	95百万円 (42)
執行役	10	451

(注) 1. 取締役と執行役の兼務者については、取締役としての報酬は支払っておりません。

2. 上記支給額には、2015年4月14日開催の報酬委員会において決議された役員賞与の額1億58百万円を含んでおります。

3. 当事業年度において、別途、日本取引所自主規制法人から社外取締役に對し、総額6百万円の役員報酬が支払われております。

4. 社外役員に関する事項

(1) 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動内容
取締役	クリスティーナ・アメージャン	取締役就任以降に開催された取締役会9回のうち8回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	奥田 務	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、報酬委員会2回全てに出席し、さらに、指名委員就任以降に開催された指名委員会1回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	久保利 英明	当事業年度開催の取締役会11回全て、指名委員会2回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	友永 道子	取締役就任以降に開催された取締役会9回全て、監査委員就任以降に開催された監査委員会9回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	本田 勝彦	当事業年度開催の取締役会11回全て、指名委員会2回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	松尾 邦弘	当事業年度開催の取締役会11回のうち9回、監査委員会12回のうち9回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	森本 滋	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
取締役	チャールズ・デイトマース・レイク二世	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回、報酬委員会2回全てに出席し、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役クリスティーナ・アメージャン氏、奥田務氏、久保利英明氏、友永道子氏、本田勝彦氏、松尾邦弘氏、森本滋氏及びチャールズ・デイトマース・レイク二世氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

V 会計監査人に関する事項

1. 名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

有限責任監査法人トーマツに対する報酬等の額

	支払額
① 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	96百万円
② 上記①の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計額	96百万円
③ 上記②の合計額のうち、当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	43百万円

3. 非監査業務内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の提出議案とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。

5. 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

Ⅶ 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。(2015年5月1日現在)

1. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する社員に関する事項を定めるために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- (2) 監査委員会室に所属する社員は、室長1名を含む4名以上とする。

2. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項

監査委員会室に所属する社員の独立性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査委員会室に所属する社員の採用、異動、人事考課、給与及び懲戒については、あらかじめ、監査委員会（監査委員会が特定の監査委員を指名した場合には、当該監査委員）の同意を得るものとする。
- (2) 執行役及び社員は、監査委員会室に所属する社員の業務遂行に対して不当な制約を行うことにより、その独立性を阻害することのないよう留意するものとする。

3. 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の監査委員会室に所属する社員に対する指示の実効性を確保するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会の職務を補助する社員に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査委員会室に所属する社員は、監査委員会の職務を補助するものとし、監査委員会の指揮命令に服する。
- (2) 監査委員会室長は監査委員会の職務を補佐し、監査委員会監査の円滑な遂行のために監査委員会室に所属する他の社員を指揮して所管業務を統括する。

4. 次に掲げる体制その他の当社の監査委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a. 取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員からその職務の執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- b. 執行役及び社員は、当社、当社の子会社又は関連会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

- (2) 当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者（以下この号において「子会社取締役等」という。）が当社の監査委員会に報告をするための体制

監査委員会に対する報告体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- a. 子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員から子会社に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- b. 子会社取締役等又は当社の執行役及び社員は、子会社の業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告しなければならない。

5. 前4. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備するために、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者は、当社並びに執行役及び社員等から、当該報告をしたことを理由としたいかなる不利益も受けないものとする。
- (2) 当社並びに執行役及び社員等は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員に報告した者に対して、当該報告したことを理由としたいかなる不利益も加えてはならない。

6. 当社の監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関して、社内規則として、次の内容を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 執行役及び社員は、監査委員又は監査委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員又は監査委員会の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
- (2) 前号の規定は、着手金等の前払い、及び事後的に発生した費用等の償還その他の監査委員会の職務の執行に係る費用についても同様とする。

7. その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会による監査の実効性を確保するために、社内規則として、次の事項を含む「監査委員会への報告等に関する規則」を制定し、適切に運用することとする。

- (1) 代表執行役は、監査委員会又は監査委員会が指名した監査委員と定期的に会合を持ち、経営方針、当社が対処すべき課題、当社を取り巻く重大なリスク、監査委員会監査の環境整備、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- (2) 執行役及び社員は、監査委員会が指名した監査委員が、執行役会その他の重要な会議に出席して意見を述べ、又は説明を求めた場合には、誠実かつ適切に対応するものとする。

8. 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内規則において定められた職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。

コンプライアンス・プログラムを導入し、次の施策を実施する。

- (1) 役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」や社員の具体的な行動規範を示した行動規範をはじめ、コンプライアンスに関連した社内規則（情報管理に係るものを含む。）の制定及び遵守
- (2) コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス責任者（CEO）、コンプライアンス担当役員（総務担当執行役）及びコンプライアンス関連業務事務局（総務部内）を設置
- (3) 公益通報制度として、コンプライアンス・ホットラインを設置し運用
- (4) 継続的な周知・教育活動として、コンプライアンス担当者との連絡会議の開催やイントラネットを利用したコンプライアンス関連の情報配信、e-ラーニングによる研修の実施

反社会的勢力の排除に向けて、「企業行動憲章」に基づき、次のとおり毅然たる対応を行う。

- (1) 市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には断固とした姿勢で臨み、一切の関係遮断に努める。
- (2) 反社会的勢力による金融商品市場への介入を防止し、健全で公正な市場の構築に努める。

CEO及びCOO直轄の内部監査室を設置して内部監査を実施する。

9. 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規則において明確化された情報セキュリティ対策基準において、執行役会議事録をはじめとした執行役の職務の執行に係る文書の保管等の取扱いについて規定し、適切に運用する。

10. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、取締役、執行役及び社員それぞれが自己の職務分掌及び権限に応じ、責任を持ってリスク管理を行うとの認識の下で業務を行うことを基本とする。

CEOを委員長とするリスク管理委員会を設置するとともに、「リスク管理方針」を制定し、当社及びその子会社からなる企業集団（以下「日本取引所グループ各社」という。）のリスクに関して、未然防止の観点からリスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行うとともに、定期的にはリスク管理委員会にその状況が報告される体制を整備する。また、リスクが顕在化した場合又はそのおそれが生じた場合にはリスク管理委員会が状況の総括的な把握、事態の早期解決のための対応等を行う。

特に、市場利用者が安心して取引できる機会を安定的に提供することが市場開設者としての日本取引所グループ各社の責務の根幹であることを強く認識し、システムの安定的稼働に係るリスクについては、その開発及び運用体制において、開発手法の標準化や十分な稼働確認テストの実施、詳細な運用マニュアルの整備とその遵守、更には専門部署の設置による開発及び運用業務に係る品質管理の徹底など、必要十分な対応を図る。

そのうえで、万一の天災地変やテロ行為等により市場開設に係る業務の継続が困難となる状況については、「事業継続基本計画書」を策定し、関係者に対する影響を最小化し、一刻も早い業務の再開を行うために必要な体制、手順等を予め定めておくことにより、適切な対応を図る。

また、市場開設者である日本取引所グループ各社にとっての自主規制機能の重要性及び社会一般からの日本取引所グループ各社の自主規制機能に対する期待の大きさに鑑み、自主規制機能の適切な発揮に係るリスク（自主規制業務の遂行が不適切であった場合のレピュテーションリスクをはじめとした各種リスクをいう。）については、自主規制業務の独立性確保のための組織上の措置をはじめ、公正性確保のための施策を講じるとともに、積極的に経営資源を投入のうえ、詳細な業務マニュアルの整備とその遵守、教育研修の充実等による自主規制業務の質的向上を追求することにより、万全の対応を図る。

11. 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、分業体制による業務の専門化・高度化を図る。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定手続きの機動性向上を図る。

経営層からのトップダウンと事業部門等からのボトムアップを適切に組み合わせながら中期経営計画及び年度予算を策定するとともに、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図る。

12. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の子会社の取締役、執行役その他これらの者に相当する者（以下「子会社の取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づく各種報告を求める。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。

(3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、各社の位置付けや規模に応じた適切な子会社管理及び支援等を行うことにより、日本取引所グループ各社における職務執行の効率化を図る。

- (4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社に対し、継続的な周知・教育活動として、日本取引所グループ各社のコンプライアンス担当者との連絡会議の開催やコンプライアンス関連の情報配信を行う。
子会社に対し、経営管理契約に基づく経営管理を行い又は「関係会社管理規則」に基づき公益通報制度としてコンプライアンス・ホットラインの導入を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。
子会社に対し、経営管理契約又は「関係会社管理規則」に基づき、当社の内部監査室が内部監査を実施し又は子会社自らが内部監査を実施した内容につき報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。
- (5) その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
日本取引所グループ各社の役員及び社員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観を示した「企業行動憲章」を制定する。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年4月28日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものです。

Ⅶ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、金融商品取引所グループとしての財務の健全性、清算機関としてのリスクへの備え、当社市場の競争力強化に向けた投資機会等を踏まえた内部留保の重要性に留意しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本とし、具体的には、配当性向を60%程度とすることを目標とします。

なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨定款に定めております。

(注) 2015年4月28日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の方針は当該改定がなされた後のものです。

Ⅷ 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針や買収防衛策については、特に定めておりません。

ただし、当社株式等の一定数以上の取得・保有については、次のような法律による規制があります。

ご参考 ▶ 関係条文抜粋

① 金融商品取引法第103条の2第1項

何人も、株式会社金融商品取引所の総株主の議決権の百分の二十（その財務及び営業の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実として内閣府令で定める事実がある場合には、百分の十五。以下この章において「保有基準割合」という。）以上の数の議決権（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。以下この章において「対象議決権」という。）を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所、金融商品取引所持株会社、商品取引所又は商品取引所持株会社が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

② 金融商品取引法第106条の14第1項

何人も、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上の数の対象議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、認可金融商品取引業協会、金融商品取引所又は商品取引所が取得し、又は保有する場合は、この限りでない。

③ 金融商品取引法第106条の17第1項

地方公共団体等は、第百六条の十四第一項の規定にかかわらず、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認可を受けて、金融商品取引所持株会社の総株主の議決権の保有基準割合以上百分の五十以下の数の対象議決権を取得し、又は保有することができる。

◎ 本事業報告中の記載数字は、金額及び株数については表示単位未満を切捨て、比率その他については、四捨五入しております。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2015年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産	
流動資産	
現金及び現金同等物	60,114
営業債権及びその他の債権	10,300
清算引受資産	25,635,085
清算参加者預託金特定資産	1,795,095
信認金特定資産	492
未収法人所得税	4,693
その他の金融資産	42,869
その他の流動資産	1,844
流動資産合計	27,550,495
非流動資産	
有形固定資産	8,573
のれん	67,374
無形資産	27,631
退職給付に係る資産	5,424
持分法で会計処理されている投資	6,806
違約損失積立金特定資産	27,948
その他の金融資産	39,682
その他の非流動資産	5,605
繰延税金資産	7,230
非流動資産合計	196,276
資産合計	27,746,771

科目	金額
負債及び資本	
負債	
流動負債	
営業債務及びその他の債務	4,712
借入金	32,500
清算引受負債	25,635,085
清算参加者預託金	1,795,095
信認金	492
取引参加者保証金	7,437
未払法人所得税等	7,852
その他の流動負債	5,626
流動負債合計	27,488,802
非流動負債	
退職給付に係る負債	7,039
その他の非流動負債	2,488
繰延税金負債	6,875
非流動負債合計	16,403
負債合計	27,505,206
資本	
資本金	11,500
資本剰余金	59,726
自己株式	△5
その他の資本の構成要素	14,828
利益剰余金	149,562
親会社の所有者に帰属する持分合計	235,611
非支配持分	5,954
資本合計	241,565
負債及び資本合計	27,746,771

連結損益計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
収益	
営業収益	106,167
その他の収益	318
収益計	106,486
費用	
営業費用	52,863
その他の費用	610
費用計	53,473
持分法による投資利益	516
営業利益	53,529
金融収益	1,400
金融費用	41
税引前利益	54,887
法人所得税費用	20,171
当期利益	34,716
当期利益の帰属	
親会社の所有者	34,427
非支配持分	288

連結持分変動計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				その他の包括利益を通じて測定する金融資産の公正価値の純変動	確定給付制度の再測定
2014年4月1日時点の残高	11,500	59,726	△5	9,225	－
当期利益	－	－	－	－	－
その他の包括利益(税引後)	－	－	－	5,631	803
当期包括利益合計	－	－	－	5,631	803
配当金の支払	－	－	－	－	－
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	－	－	－	△29	△803
所有者との取引額合計	－	－	－	△29	△803
2015年3月31日時点の残高	11,500	59,726	△5	14,828	－

	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素	利益剰余金	合計		
	合計				
2014年4月1日時点の残高	9,225	126,655	207,101	5,675	212,777
当期利益	－	34,427	34,427	288	34,716
その他の包括利益(税引後)	6,435	－	6,435	－	6,435
当期包括利益合計	6,435	34,427	40,863	288	41,152
配当金の支払	－	△12,353	△12,353	△10	△12,364
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	△832	832	－	－	－
所有者との取引額合計	△832	△11,521	△12,353	△10	△12,364
2015年3月31日時点の残高	14,828	149,562	235,611	5,954	241,565

連結計算書類の注記

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、当連結会計年度から会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

なお、当社グループは、2015年3月31日に終了する連結会計年度からIFRSを初めて適用しており、IFRSへの移行日（以下、「移行日」という。）は2013年4月1日となります。

2. 新基準書の早期適用

当社グループはIFRS第9号「金融商品」（2010年10月改訂）を移行日より早期適用しております。

3. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社名：(株)東京証券取引所、(株)大阪取引所、日本取引所自主規制法人、(株)日本証券クリアリング機構、(株)東証システムサービス

4. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 3社

会社名：(株)証券保管振替機構、(株)ICJ、(株)東証コンピュータシステム

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 金融資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産

a. 当初認識及び測定

当社グループは、金融商品の契約条項の当事者となったときに、金融資産を認識します。

当社グループは、当初認識時の事実関係及び状況において、次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定される金融資産に分類し、それ以外の場合には純損益を通じて公正価値で測定される金融資産へ分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払いのみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

また、当社グループは当初認識時に、資本性金融商品への投資における公正価値の変動をその他の包括利益として認識するという取消不能の指定を行う場合があります。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に直接帰属する取引費用を加算した金額で当初測定しております。

b.事後測定

金融資産の当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定される金融資産

実効金利法により測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

公正価値で測定しており、その変動額を純損益として認識しております。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

公正価値で測定しており、その変動額をその他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合にはその他の包括利益から直接利益剰余金に振り替えており、純損益として認識しておりません。

ただし、当該金融資産からの受取配当金については純損益として認識しております。

c.認識の中止

金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的にすべて移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

②償却原価で測定される金融資産の減損

IAS第39号に基づき、各連結会計年度末日に償却原価で測定される金融資産について、減損の客観的証拠の有無を評価しております。減損の客観的証拠には、債務者の重大な財政状態の悪化、元利の支払いに対する債務不履行や延滞、破産等を含んでおります。

償却原価で測定される金融資産の減損の証拠を、個別の資産ごとに検討するとともに全体としても検討しております。重要な金融資産は、個別に減損を評価しております。重要な金融資産のうち個別に減損する必要がないものについては、発生しているが未特定となっている減損の有無の評価を全体として実施しております。

減損が発生しているという客観的証拠が存在する場合、減損損失は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定しております。

減損が認識された償却原価で測定される金融資産の帳簿価額は、貸倒引当金を通じて減額され、減損損失を計上しており、将来の回収を現実的に見込めず、すべての担保が実現又は当社グループに移転されたときに、直接減額しております。減損認識後に生じた事象により、翌連結会計年度以降に減損損失の見積額が変動した場合には、過年度に計上した減損損失は貸倒引当金を用いて調整しております。

③清算引受資産及び清算引受負債

株日本証券クリアリング機構は、金融商品取引清算機関として、市場参加者が行った取引の債務を負担し、取引の当事者となることによって、清算対象に係る債権・債務を清算引受資産及び清算引受負債（以下、「清算引受資産・負債」という。）として計上し、決済の履行を保証しております。

金融商品取引所等における現物取引及び店頭市場における国債の売買取引については、決済日基準により清算引受資産・負債を当初認識すると同時に認識の中止を行っております。

先物取引については、取引日に清算引受資産・負債として当初認識を行い、その後は公正価値で測定し、その評価差額を損益として認識しております。さらに、同社は清算参加者との間において、当該損益を日々差金として受払いしていることから、その受払いをもって清算引受資産・負債の認識の中止を行っております。

オプション取引については取引日に、店頭市場における金利スワップ取引及びクレジット・デフォルト・スワップ取引については債務負担を実施した日において、それぞれ当初認識を行い、その後は公正価値で測定し、その評価差額を損益として認識しております。

国債店頭取引のうち現先取引及び現金担保付債券貸借取引については、取引開始日において当初認識を行い、その後は公正価値で測定しております。

認識した清算引受資産・負債については、金額を相殺する強制可能な法的権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産を実現すると同時に負債を決済する意図を有している場合には相殺し、純額で連結財政状態計算書に計上しております。

また、清算引受資産・負債は、同額で認識されるため、公正価値の変動から発生する損益も同額となります。そのため、当該損益は消去され、連結損益計算書には計上されません。

(2) 資産の減価償却及び償却の方法

①有形固定資産

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物 2-50年
- ・情報システム設備 5年

②無形資産

各資産の償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。主要な資産項目であるソフトウェアの見積耐用年数は5年です。

(3) 従業員退職後給付の会計処理

当社及び当社の一部の子会社は、確定給付型の制度として規約型の確定給付企業年金制度及び退職一時金制度、並びに確定拠出年金制度を導入しております。

①確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を使用して制度ごとに個別に算定しております。割引率は、各制度における給付支払見込日までの期間に応じた連結会計年度末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

確定給付負債（資産）は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値（必要な場合には、確定給付資産の上限、最低積立要件への調整を含む）を控除して算定しております。また、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額は、営業費用として認識しております。

確定給付制度の再測定は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しており、直ちに利益剰余金に振り替えております。また、過去勤務費用は、発生した期の純損益として認識しております。

なお、確定給付制度の積立超過を他の制度の債務を決済するために使用できる法的権限を有している場合を除いて、制度間の資産と負債は相殺しておりません。

②確定拠出年金制度

退職給付に係る費用は、拠出した時点で費用として認識しております。

(4) 収益の計上基準

収益は、受領する対価の公正価値で測定しております。

当社グループは、主として金融商品取引所事業を行っており、収益は、主に役務の提供に該当する取引関連収益、清算関連収益等から構成されております。

役務の提供に該当する取引については、以下の条件をすべて満たした場合、かつ取引の成果を信頼性をもって見積ることができる場合に、連結会計年度末日現在の取引の進捗度に応じて収益を認識しております。

- ・収益の金額を信頼性をもって測定できること
- ・取引に関する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高いこと
- ・期末日における取引の進捗度を信頼性をもって測定できること
- ・取引に関して発生する費用と取引を完了するために要する費用を信頼性をもって測定できること

また、役務の提供に関し信頼性をもって見積ることができない場合には、費用が回収可能と認められる部分についてのみ収益を認識しております。

配当は、支払いを受ける株主の権利が確定したときに認識しております。

(5) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建取引は、取引日における直物為替相場により当社の機能通貨である日本円に換算しております。

各連結会計年度末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、連結会計年度末日の為替レートで換算しており、換算により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定される金融資産から生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しております。

(6) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) のれんに関する事項

のれんの償却は行わず、各連結会計年度末日又は減損の兆候がある場合に減損テストを実施し、該当する場合は減損損失を計上しております。なお、のれんの減損損失の戻入は行いません。

6. 会計上の見積りの変更

(株)東京証券取引所は、新システムの稼働を決定したことに伴い当初より利用期間が短くなった固定資産について、当連結会計年度において耐用年数の見直しを行っております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、税引前利益はそれぞれ126百万円減少しております。

II. 連結財政状態計算書に関する注記

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 営業債権及びその他の債権	10百万円
(2) その他の金融資産	138百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む。）

21,120百万円

3. 保証債務

従業員の金融機関からの住宅取得借入に対する債務保証 2,133百万円

4. 係争事件

2005年12月8日に発生したみずほ証券(株)によるジェイコム(株)株式の誤発注事件に関して、みずほ証券(株)から提起されておりました、(株)東京証券取引所に対する41,578百万円の損害賠償請求事件について、2013年7月24日、東京高等裁判所より、(株)東京証券取引所に賠償金（10,712百万円及び遅延損害金）の支払いを命ずる第一審判決の一部を変更するとともに、同判決に基づく強制執行を免れるために(株)東京証券取引所が支払った13,213百万円と本判決による認容額12,870百万円との差額342百万円を(株)東京証券取引所に返還することをみずほ証券(株)に命ずる旨の控訴審判決が言い渡されました。

当判決を不服として、最高裁判所に対し、みずほ証券(株)が上告の提起及び上告受理の申立てを、(株)東京証券取引所が附帯上告の提起及び附帯上告受理の申立てを行っており、現在係争中です。

5. 金融商品取引の安全性確保のための諸制度に基づく資産・負債

清算参加者預託金は、清算参加者の決済不履行により(株)日本証券クリアリング機構が被る損失に備えるため、同社が清算参加者に預託を求めている担保（清算基金等の清算預託金、取引証拠金、当初証拠金及び変動証拠金）です。

信認金は、取引参加者の債務不履行により有価証券売買等の委託者等が被る損失に備えるため、(株)東京証券取引所及び(株)大阪取引所が取引参加者に預託を求めている担保です。

取引参加者保証金は、取引参加者の債務不履行により(株)東京証券取引所及び(株)大阪取引所が被る損失に備えるため、両社が取引参加者に預託を求めている担保です。

各担保は、金銭又は代用有価証券（各社の規則で認められたものに限る。）で預託され、このうち金銭による預託については、連結財政状態計算書の資産・負債に両建てで計上しております。

一方、代用有価証券で預託された担保については、連結財政状態計算書に計上しておりません。なお、各担保の代用有価証券の公正価値は以下のとおりです。

①清算参加者預託金代用有価証券	3,070,924百万円
②信認金代用有価証券	1,739百万円
③取引参加者保証金代用有価証券	3,295百万円

また、違約損失積立金は、清算業務に関して(株)日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金です。

Ⅲ. 連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 274,534,550株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2014年5月13日取締役会	普通株式	7,412	27.00	2014年3月31日	2014年5月28日
2014年10月31日取締役会	普通株式	4,941	18.00	2014年9月30日	2014年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの (予定)

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2015年5月13日取締役会	普通株式	8,785	利益剰余金	32.00	2015年3月31日	2015年5月26日

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う過程において、金融商品から生じる各種財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク等）に晒されておりますが、リスクを把握・分析し、適切な方法で統合的なリスク管理に取り組むことで、リスクの回避又は低減に努めております。

当社グループが認識している主要なリスクは、(株)日本証券クリアリング機構の清算業務から発生する信用リスク及び流動性リスクです。

同社は、市場参加者が行った取引の債務を負担することにより取得する債権である清算引受資産について、清算参加者の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては、清算参加者に対する資格制度や担保制度等の体制を整備しています。また、同社は、清算参加者に決済不履行が生じた場合であっても、自ら資金不足をカバーし、決済を完了する必要があることから、清算引受負債について流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに対しては、資金決済銀行との間で流動性供給に関する契約を締結すること等により、十分な流動性を確保する体制を整備しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当社グループが保有する金融商品として、現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、清算引受資産、清算参加者預託金特定資産、信認金特定資産、違約損失積立金特定資産、その他の金融資産、営業債務及びその他の債務、借入金、清算引受負債、清算参加者預託金、信認金、取引参加者保証金があります。これらの帳簿価額は公正価値と一致又は近似しております。

Ⅴ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 858円23銭

2. 基本的1株当たり当期利益 125円41銭

計算書類

貸借対照表 (2015年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	46,194
現金及び預金	40,577
営業未収入金	1
前払費用	61
繰延税金資産	191
その他	5,362
固定資産	169,024
有形固定資産	35
建物	0
車両運搬具	25
工具、器具及び備品	8
無形固定資産	63
商標権	10
ソフトウェア	40
その他	12
投資その他の資産	168,926
投資有価証券	37,055
関係会社株式	118,273
関係会社出資金	3,000
長期前払費用	0
前払年金費用	5
違約損失積立金特定資産	10,580
その他	10
資産合計	215,218

科目	金額
負債の部	
流動負債	106,633
営業未払金	242
短期借入金	22,500
関係会社短期借入金	73,000
1年内返済予定長期借入金	10,000
未払金	71
未払費用	110
預り金	13
前受収益	20
賞与引当金	320
役員賞与引当金	158
その他	196
固定負債	6,481
繰延税金負債	6,459
その他	21
負債合計	113,114
純資産の部	
株主資本	88,589
資本金	11,500
資本剰余金	23,903
資本準備金	3,000
その他資本剰余金	20,903
利益剰余金	53,192
その他利益剰余金	53,192
別途積立金	5,302
繰越利益剰余金	47,889
自己株式	△5
評価・換算差額等	13,514
その他有価証券評価差額金	13,514
純資産合計	102,104
負債純資産合計	215,218

損益計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		33,102
経営管理料	6,888	
関係会社受取配当金	26,207	
その他	6	
営業費用		5,814
営業利益		27,287
営業外収益		1,541
受取利息	28	
受取配当金	1,424	
その他	88	
営業外費用		81
支払利息	81	
経常利益		28,747
税引前当期純利益		28,747
法人税、住民税及び事業税	1,092	
法人税等調整額	△73	
当期純利益		27,728

株主資本等変動計算書 (2014年4月1日から2015年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自 己 株 式	株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計				
		資 本 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	32,515	37,817	△5	73,215	
当 期 変 動 額										
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	-	△12,353	△12,353	-	△12,353	
当 期 純 利 益	-	-	-	-	-	27,728	27,728	-	27,728	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	15,374	15,374	-	15,374	
当 期 末 残 高	11,500	3,000	20,903	23,903	5,302	47,889	53,192	△5	88,589	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	8,006	8,006	81,221
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	△12,353
当 期 純 利 益	-	-	27,728
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	5,507	5,507	5,507
当 期 変 動 額 合 計	5,507	5,507	20,882
当 期 末 残 高	13,514	13,514	102,104

計算書類の注記

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

①子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

②其他有価証券

時価のあるもの：決算期末日前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

取締役及び執行役に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法によりそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。なお、其他有価証券は決算期末日前1ヶ月の平均為替相場により円換算しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

II. 貸借対照表に関する注記	
1. 有形固定資産の減価償却累計額	55百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	2百万円
短期金銭債務	50百万円
3. 損失補償等	
当社は、清算業務に関して(株)日本証券クリアリング機構が被った損失を補填するための積立金として、違約損失積立金特定資産を資産勘定に計上しております。	
III. 損益計算書に関する注記	
関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	33,096百万円
営業費用	3,530百万円
営業取引以外の取引による取引高	258百万円
IV. 株主資本等変動計算書に関する注記	
当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	2,655株
V. 税効果会計に関する注記	
繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
賞与引当金	105百万円
未払事業税	46百万円
子会社株式評価損	228百万円
その他	39百万円
繰延税金資産小計	420百万円
評価性引当額	△228百万円
繰延税金資産合計	191百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△6,459百万円
繰延税金負債合計	△6,459百万円
繰延税金資産（負債）の純額	△6,267百万円
繰延税金資産（負債）の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
流動資産－繰延税金資産	191百万円
固定負債－繰延税金負債	6,459百万円

Ⅵ. 関連当事者との取引に関する注記
子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	(株)東京証券取引所	(所有) 直接 100.0%	経営管理 社員の出向 資金の借入 役員の兼任	経営管理料の受取 (注1)	3,894	—	—
				出向負担金の支払 (注2)	2,067	未払費用	46
				資金の借入	56,000	関係会社 短期借入金	56,000
	日本取引所自主規 制法人	(所有) 直接 100.0%	経営管理 資金の借入	利息の支払 (注3)	31	未払費用	2
				資金の借入	5,000	関係会社 短期借入金	5,000
				(株)大阪取引所	(所有) 直接 100.0%	経営管理 社員の出向 資金の借入 役員の兼任	出向負担金の支払 (注2)
資金の借入	12,000	関係会社 短期借入金	12,000				

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営管理料については、グループ会社の経営管理に係る費用を勘案して決定しております。

(注2) 出向負担金の支払額については、当社への出向者の人件費を勘案して決定しております。

(注3) 資金の借入利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	371円92銭
2. 1株当たり当期純利益	101円00銭

■ 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ
取締役会御中

2015年5月7日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 航史 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社日本取引所グループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 日本取引所グループ
取締役会御中

2015年5月7日

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮坂 泰行 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 貴子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 航史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本取引所グループの2014年4月1日から2015年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

■ 監査委員会の監査報告

監査報告書

当監査委員会は、2014年4月1日から2015年3月31日までの第14期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証し、かつ、監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧するなど、監査委員会が定めた監査委員会監査規則に準拠して、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書及び連結持分変動計算書）につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2015年5月11日

株式会社日本取引所グループ 監査委員会

監査委員 松尾 邦 弘 ㊟

監査委員(常勤) 広瀬 雅 行 ㊟

監査委員 友 永 道 子 ㊟

(注) 監査委員松尾邦弘及び友永道子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場

ロイヤルパークホテル3階 ロイヤルホール

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号

TEL (03) 3667-1111 (代表)

開催日時

2015年6月16日 (火曜日) 午前10時 (受付開始：午前9時)

交通機関
のご案内

東京メトロ 半蔵門線 「水天宮前」 駅下車 **4番出口**直結

東京メトロ 日比谷線 「人形町」 駅下車 **A1出口**より徒歩約7分

都営地下鉄 浅草線 「人形町」 駅下車 **A3出口**より徒歩約9分

最寄り駅から会場までのアクセス



お願い 駐車場はご利用いただけません。公共交通機関をご利用ください。

株式会社 日本取引所グループ

